東京都水道局「女性活躍モデル工事」試行実施要領（土木工事）

1　目的

建設業界は、就業者の著しい高齢化や若手技術者の離職、入職者の減少という問題に直面している。将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくためには、公共工事の品質確保のため、建設業界の担い手を確保・育成する取組が求められている。

その取組の一環として、女性技術者の建設業界への入職促進や就労継続等に向けた環境整備を推進する「女性活躍モデル工事」を試行する。

本要領は、「女性活躍モデル工事」（以下「試行工事」という。）の実施の流れ及び留意事項等を定めたものである。

2　対象工事

（１）発注者指定型

発注者が「試行工事」として指定した工事。

（２）受注者希望型

（１）以外の工事で、女性技術者を配置する前に別紙１により受注者から本実施要領に定める取組を実施したいとの協議があった工事。

3　配置要件

受注者は、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者のいずれかに女性技術者を配置する。

ここで、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者は工事請負契約書第９条で定める者とする。また、担当技術者は、当該工事現場に常駐し、工事の施工計画、工程管理、品質管理その他の技術上の管理や、当該工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う者とする。

受注者と配置する女性技術者には、３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとし、他の施行工事において、女性技術者として取り扱わない。

受注者は、女性技術者の経歴書及び雇用を確認できる書類の写しを添付した書類（別紙１）を監督員に提出する。

4　配置期間

女性技術者を最低限配置すべき期間は、１年間とする。ただし、契約工期が１年未満の工事は、工期の全期間とする。なお、担当技術者として配置する場合には、本要領５に示す環境整備の完了後からの配置とすることができる。

当初配置された女性技術者が配置できなくなった場合には、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者のいずれかに女性技術者が１名以上配置さ

れた状態が維持されるように、別途後任の女性技術者を配置する。ただし、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者の交代については、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真にやむを得ない場合にのみ認めるものとする。

なお、受注者希望型で後任の女性技術者の配置が難しい場合は、監督員と協議の上、女性技術者を配置しないことができる。後任の女性技術者が配置できない場合でも、工事成績評定で減点評価は行わない。

5　工事現場の環境整備

受注者は、実施計画書をとりまとめ、監督員の承諾を得た上で、現場着手前まで、または、女性技術者の配置前までに工事現場に以下の環境整備を行う。ただし、工事現場内の既存の施設を利用することができる場合、この限りではない。

（１）女性専用休憩室兼更衣室

女性専用休憩室兼更衣室の仕様は、特に定めない。

（２）女性専用快適トイレ

女性専用快適トイレの仕様は、別紙２（快適トイレの標準仕様）のとおりとする。

なお、設置基数は監督員と協議の上、決定する。

本工事で（１)、(２）の環境整備を実施し、かつ同じ現場内に「女性活躍モデル工事」があり、女性技術者がいる場合は（１）又は（２）を利用させることとしてもよい。

また、同じ現場内で他工事の受注者が設置した（１）又は（２）がある場合で、他工事関係者の承諾が得られた場合、それを利用することもできる。その場合に要した費用は計上しない。

路上工事の場合かつ受注者希望型の場合で、女性専用快適トイレの設置スペースの確保又は女性専用快適トイレの手配が困難な場合など、真にやむを得ないときは監督員と協議の上、本条項の対象外とすることができる。

受注者は、工事完了時、環境整備の実施写真を提出する。

6　女性技術者活躍の優良な広報活動（任意）

受注者は、工業系女子学生を対象とした現場見学会の開催、業界団体を通した女性活躍モデル工事の事例紹介等により女性技術者活躍の優良な広報活動を行う。

7　工事成績評定

（１）本要領４に示す配置期間を満たし、かつ本要領５に示す環境整備を実施した場合、「創意工夫と熱意」の「８　現場や施工の管理に対する熱意」の項目で加点評価（１点）する。

（２）本要領６に示す優良な広報活動を行った場合

「社会的貢献」の「６「東京都魅力ある建設事業推進協議会」（ＣＣＩ東京）の理念に基づき、建設事業のイメージアップに関わる事業を計画し、実施した」の項目で加点評価（１点）する。

（３）女性技術者を本要領４に示す配置期間の半分以上の日数配置しなかった場合（発注者指定型のみ）

「法令順守等」の「入札前に提出された監理技術者等が正当な理由なく変更された」の項目で減点（３点）する。

（４）本要領５に示す環境整備を実施しなかった場合（発注者指定型のみ）

「法令順守等」の「監督員の承諾なく、施工計画と異なる施工を行った」の項目で減点（３点）する。

8　発注方法

発注者は、別紙３（発注方法）により、当該工事が試行工事である旨を起工書、案件公表時の発注予定表及び特記仕様書に記載する。

9　積算方法

本要領５に示す環境整備に要する費用を、別紙４（積算方法）により計上する。

10　アンケート調査への協力

受注者は、別途送付されるアンケートに記入し、工事完了届提出後１４日以内（土、日、祝日を含む）に水道局建設部技術管理課組織端末宛にメールで提出する。

提出先：S3000031@section.metro.tokyo.jp

11　その他

試行工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別紙１

統一26

協　議 報　告 書

令和　○年　○月　○日

（総括監督員又は工事主管課長）
東京都水道局○○○○支所
○○課長　○○　○○　殿

受注者
住所　東京都千代田区丸の内三丁目１８番１８号
水道建設株式会社
氏名　代表取締役　水　道　太　郎
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

現場代理人氏名　土木　一郎

下記の工事について　特記仕様書　第　条　項　に基づき　協議 報告　します。

契　約　番　号	８水経契契第○号
契　約　件　名	○○○区○○○町一丁目○番地先から同区○○○町二丁目○番地先間 配水小管布設替工

協議 報告

（注）１　入札参加時に雇用確認実績を提出している場合は、書類の提出は必要ないため、下線部分は削除してください。
（注）２　個人番号、保険者番号、被保険者記号・番号その他雇用確認に不要な情報はマスキングしてください。

特記仕様書○条○項に基づき、女性技術者を下記の通り配置します。なお、以下のとおり女性技術者の配置を予定していますので経歴書及び3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写し等）を添付します。

技術者氏名（ふりがな）	技術者分類	配置予定期間
○○　○○（○○　○○）	担当技術者	令和○年○月○日～令和○年○月○日

監理業務受託者		担当者名		

別紙１

統一26

協議報告書

令和　○年　○月　○日

（総括監督員又は工事主管課長）
東京都水道局○○○○支所
○○課長　○○　○○　殿

受注者
住所　東京都千代田区丸の内三丁目１８番１８号
水道建設株式会社
氏名　代表取締役　水　道　太　郎
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

現場代理人氏名　土木　一郎

下記の工事について　特記仕様書　第　条　項　に基づき　協議報告　します。

契　約　番　号	８水経契契第○号
契　約　件　名	○○○区○○○町一丁目○番地先から同区○○○町二丁目○番地先間 配水小管布設替工

協議報告

（注）１　入札参加時に雇用確認実績を提出している場合は、書類の提出は必要ないため、下線部分は削除してください。
（注）２　個人番号、保険者番号、被保険者記号・番号その他雇用確認に不要な情報はマスキングしてください。

特記仕様書○条○項に基づき、東京都水道局「女性活躍モデル工事」の実施を希望します。なお、以下のとおり女性技術者の配置を予定していますので経歴書及び3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写し等）を添付します。

技術者氏名（ふりがな）	技術者分類	配置予定期間
○○　○○（○○　○○）	担当技術者	令和○年○月○日～令和○年○月○日

監理業務受託者		担当者名		

別紙１

統一３

経　歴　書　（担当技術者）

ふりがな　どぼく　さぶろう
氏　　名　土木　三郎

学　　歴

昭和５９年　３月　　江戸大学　工学部　土木工学科　卒業

職　　歴

昭和５９年　４月　　水道建設株式会社入社

資　　格

昭和６２年　３月　一級土木施工管理技士　番号　第０００００００号
昭和６３年　３月　監理技術者　番号　第０００００００号

注　１　この様式は、建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハによる学歴、実務経験若しくは資格又は仕様書等で指定されている資格若しくは実務経験等を提示する際に使用する。
２　表題の（　　）内には、主任技術者等該当する技術者分類の名称を記入すること。
３　学歴欄には、建設業法による主任技術者等でその資格が建設業法第７条第２号のイによる場合等、求められる資格を有することを証するのに学歴を必要とする場合のみ記載すること。
４　職歴欄には、職歴を記載するとともに、建設業法による主任技術者等はその資格に必要な実務経験について、仕様書等で必要な実務経験等が指定されている場合はその実務経験について、それぞれ記載すること。
５　主任技術者等(監理技術者を除く)は、資格欄にその資格に必要な資格者証、合格証明書、免許証等について、仕様書等で特に定められた資格がある場合にはその資格について、それぞれ記載すること。また、当該資格の証明書等の写しを添付すること。ただし、監理技術者証による場合、実物を提示し監督員の確認を受けた場合には、資格者証の写しの添付は不要とする。
６　監理技術者は、原則として監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）の実物を監督員に提示することとし、この経歴書の提出は不要とする。

〔快適トイレの標準仕様〕

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)から(17)までについては、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1) 洋式便器
(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
(3) 臭い逆流防止機能
(4) 容易に開かない施錠機能
(5) 照明設備
(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５ｋｇ以上とする）

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
(8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
(9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
(10) 鏡付き洗面台（鏡と手洗器）
※休憩室とトイレを一体で設置する場合は、休憩室の洗面化粧台と兼用可
(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900×900mm 以上
(13) 擬音装置
(14) 着替え台
(15) 臭気対策機能の多重化
(16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備
(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

〔発注方法〕

女性活躍モデル工事

（１）発注者指定型

ア　起工書

「その他」に、『本工事は、「発注者指定型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。』と記載する。

イ　案件公表時の発注予定表

「発注予定備考」欄に、『本工事は、「発注者指定型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。』と記載する。

ウ　特記仕様書

○　女性活躍モデル工事

（１）本工事は、「発注者指定型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。

（２）実施にあたっては、『東京都水道局「女性活躍モデル工事」試行実施要領（土木工事）』に基づき行う。

なお、実施要領は、東京都水道局のホームページから入手できる。

（https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/oshirase/）

（２）受注者希望型

発注者は、特記仕様書に以下のように記載する。

○　女性活躍モデル工事

（１）本工事は、「受注者希望型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。

（２）受注者は、『東京都水道局「女性活躍モデル工事」試行実施要領（土木工事）』を確認の上、「受注者希望型女性活躍モデル工事」の実施を希望する場合は、監督員と協議すること。実施要領は、東京都水道局のホームページから入手できる。

（https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/oshirase/）

〔積算方法〕

１　女性専用休憩室兼更衣室

現場環境改善費（営繕費）の率分（現場環境改善費がない場合は共通仮設費（営繕費）の率分）により計上する。

２　女性専用快適トイレ

工事現場に新たに女性専用快適トイレを設置する場合に適用する。（現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが女性専用快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。）

（１）設計変更時に、設置状況及び支出実態の分かる資料により、57,000 円／基・月を上限として積上げ計上する。

（２）計上する費目は、現場環境改善費の営繕費（現場環境改善費がない場合は共通仮設費の営繕費）とする。

なお、現場環境改善費の営繕費（現場環境改善費がない場合は共通仮設費の営繕費）を率分により計上することもできる。

（３）設計変更数量は、現場ごとの必要性を確認した上で、受注者との協議により決定した数量とする。

（４）運搬費は、共通仮設費（率）に含むものとする。